

## 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇四七

職員の特種勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、児童相談所」を削り、同条第二項及び第三項中「定める職員」を「定めるもの」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第四条第二項第一号の委員会規則で定めるものは、第二項第三号及び第五号に掲げる職員とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。